

「ご契約のしおり-約款」記載誤りのお詫びとお願い

拝啓 平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、お客さまにご加入いただいている「無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）」（販売名称：フラット外貨終身）の「ご契約のしおり-約款」について、「解約返戻金を受け取られたとき」の税務上のお取り扱い、および保険料の前納割引に関する記載に誤りがあることが判明いたしました。

ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

つきましては、別紙の「解約返戻金の税務上のお取り扱いについて」および「保険料の前納割引に関する記載の一部訂正について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

今後このようなことのないよう万全を期してまいりますので、変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

解約返戻金の税務上のお取り扱いについて

「無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）」（販売名称：フラット外貨終身）の「ご契約のしおり-約款」について、「解約返戻金を受け取られたとき」の税務上のお取り扱いの記載に誤りがございました。正しくは以下のお取り扱いとなりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

終身保険の場合、全期前納等を行ったご契約で契約日から5年以内にご契約を解約・減額される等によって解約返戻金を受け取った際に差益が生じたとき、源泉分離課税の対象とはなりません。

つきましては、「ご契約のしおり-約款」について、下記のとおり訂正させていただきます。誤った記載となっておりますことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

| 誤 | |
|--|---|
| <p>(2) 解約返戻金を受け取られたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約を解約された場合は、一時所得として次の金額が課税対象となり、他の所得と合算のうえ所得税および住民税が課税されます。 $\left\{ \text{解約返戻金額} - \text{払込保険料総額}^{\textcircled{3}} - \text{特別控除 (50万円)} \right\} \times \frac{1}{2}$ <ul style="list-style-type: none"> ・<u>全期前納^④等を行ったご契約で契約日から5年以内にご契約を解約・減額される等によって解約返戻金を受け取った際に差益が生じたときは、その差益に対して、復興特別所得税を含めて20.315%の源泉分離課税が行われます。</u> | <p>③払込保険料総額 この保険の場合、払い込まれた固定円建保険料の累計額となります。</p> <p>④全期前納 ご契約時に全保険料払込期間分の年払の固定円建保険料を一括して前納いただく方法をいいます。</p> |



| 正 | |
|---|--|
| <p>(2) 解約返戻金を受け取られたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約を解約された場合は、一時所得として次の金額が課税対象となり、他の所得と合算のうえ所得税および住民税が課税されます。 $\left\{ \text{解約返戻金額} - \text{払込保険料総額}^{\textcircled{3}} - \text{特別控除 (50万円)} \right\} \times \frac{1}{2}$ <p style="text-align: center;">(削除)</p> | <p>③払込保険料総額 この保険の場合、払い込まれた固定円建保険料の累計額となります。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> |

なお、税法上のお取り扱いは2021年4月現在の税制に基づくもので、将来改正されることがあります。個別のお取り扱いについては、所管の税務署等にご確認ください。

<参考>掲載ページ

■ご契約のしおり-約款

契約日2020年11月1日：生命保険と税金について 111ページ

契約日2020年5月1日～2020年10月1日：生命保険と税金について 111ページ

契約日2019年5月1日～2020年4月1日：生命保険と税金について 110ページ

保険料の前納割引に関する記載の一部訂正について

「無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）」（販売名称：フラット外貨終身）の「ご契約のしおり-約款」について、保険料の前納割引に関する記載に一部誤りがございました。

つきましては、下記が正しいお取り扱いとなりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、保険約款には正しいお取り扱いが規定されておりますので、この訂正により契約内容が変更されることはございません。

| 誤 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 当月分を含めて1年分を超える固定円建保険料を払い込むときは当社所定の利率（前納保険料の割引利率）^①で保険料を割り引きます。 ● 前納された保険料は当社所定の利率（前納保険料の積立利率）^②で計算した利息を付けて積み立てられ、払込期月ごとに保険料が充当されます。 | <p>①当社所定の利率（前納保険料の割引利率） ②当社所定の利率（前納保険料の積立利率） 具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。</p> |



| 正 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 当月分を含めて3か月分以上の固定円建保険料を払い込むときは当社所定の利率（前納保険料の割引利率）^①で保険料を割り引きます。 ● 前納された保険料は当社所定の利率（前納保険料の積立利率）^②で計算した利息を付けて積み立てられ、払込期月ごとに保険料が充当されます。 | <p>①当社所定の利率（前納保険料の割引利率） ②当社所定の利率（前納保険料の積立利率） 具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。</p> |

将来の保険料を一括してお払い込みいただく際は、その時点における当社所定の条件を満たすことが必要となります。くわしくは、「お客さまデスク」にお問合せください。

現在の前納保険料の割引利率については、大樹生命ホームページ「諸利率のお知らせ（積立利率・すえ置き利率・貸付利率）」(https://www.taiju-life.co.jp/life_assured/rate_info/)をご覧ください。なお、前納保険料の割引利率については、金利水準等の状況変化などにより今後変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

<参考>掲載ページ

■ご契約のしおり-約款

契約日2020年11月1日：まとまった資金のご活用について 93ページ

契約日2020年5月1日～2020年10月1日：まとまった資金のご活用について 93ページ

契約日2019年5月1日～2020年4月1日：まとまった資金のご活用について 92ページ